

# 志學館大学危機管理要項

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1 この要項は、志學館大学（以下「本学」という。）の学生及び職員の生命や心身等に危害をもたらすさまざまな危機を未然に防止するとともに、事故・災害・事件（以下「事故等」という。）が発生した場合に、迅速かつ適切に対処することで被害や影響を最小限にとどめ、また、それらの再発を防止するための基本的な手順を定める。

(危機の未然防止及び被害の抑止)

第2 大学運営会議は、人為的な危機の発生及び被害の拡大を予防するよう努めるとともに、激甚な自然災害による被害の、本学の学生及び職員並びに関係機関や地域への拡大を防ぐよう、日頃から啓発活動や訓練等を行うものとする。

(緊急時の初期対応)

第3 学内の連絡体制をあらかじめ整備しておき、重大な事故等が発生した場合、直近の職員が適切な初動対応を行うとともに、学長及び事務局長に確実に情報が伝わるよう報告するなど、迅速かつ的確な初期対応を確実に行う。

2 事故等が重大な場合は、学内に対策委員会を設置し、学長の指揮の下で対応にあたる。対策委員会には大学運営会議をもって充てる。

(大学の閉鎖又は休講措置等)

第4 対策委員会が、学生の安全確保のために大学全体又はその一部の閉鎖あるいは休講等の措置（以下「大学の閉鎖等」という。）が必要と判断したときは、理事長の承認を得て、適切な大学の閉鎖等の措置をとり、学内掲示、ホームページ及びUNIPAにより周知させる。

2 大学の閉鎖等の措置を決定したとき、必要な場合、本学に来学する可能性のある者の所属する機関その他の関係機関に連絡する。

(関係者への説明等)

第5 対策委員会は、事故等が本学の何らかの瑕疵に起因すると判断される場合、本学関係者の過失等に起因すると判断される場合及び監督指導責任が疑われる場合等で、社会的影響が大きいと判断される場合、関係者への経過報告、必要な場合の謝罪その他の対応、理事長及び文部科学省等関係官庁への報告並びに報道機関への対応等を誠実にいき、不適切な対応による本学の信用失墜を招くことがないように努める。

(事故等の原因の究明及び再発防止)

第6 対策委員会は、初期対応が一応の収束を見たのち、事故等の発生状況及び経過等に関する情報を収集し、原因及び問題点等の究明に努めるとともに、事故等に繋がる要因及び改善策について検討して、再発防止に努める。

2 事故等の事例の情報提供及び啓発活動を行い、対応について学内での共通理解の形成を図る。

(メンタルケア等)

第7 対策委員会は、事態の一応の収束を見たのち、事態の影響を受けた学生・職員への支援・指導体制等に必要な対策を講ずる。

## 第2章 課外活動中の事故への対応

### 第1節 事故発生時の一次対応

(事故発生直後の事故発見者による第一報)

第8 課外活動中に骨折や脳震とうを起こした者又は意識不明者等(以下「重症者」という。)に気付いた部員は、速やかに担当顧問に(担当顧問の所在不明の場合は学務課に)連絡する。

(救急車の出動要請及び応急手当)

第9 担当顧問又は部員(以下「顧問等」という。)は、重症者の性別・年齢(学年)・容態(意識の有無・顔色・呼吸等又可能であれば脈拍・体温など)を確認し、救急車の出動を要請する。また、課外活動全体を中止させ、救急活動が迅速に行われる環境を確保する一方、救急車の到着までに心肺蘇生法などの手当が必要と判断される場合は、的確に応急手当を実施する。

2 AEDの設置場所は次のとおりである。

保健室前・体育館2階エレベーター横・心理棟2階事務室側階段

3 担架の収納場所は次のとおりである。

保健室前担架収納用ボックス・体育館AED収納ボックス(簡易担架)

(大学及び保護者への連絡)

第10 顧問等は、救急車の出動要請をした後、事故発生時の状況及び重症者の状態等を学務課長に連絡する。学務課長は、学長補佐(学務担当)及び事務局長に報告する。必要な場合、事務局長は学長に報告する。

2 学務課長は、事故発生情報を該当学生の保護者(家族等)へ連絡し、以後、搬送先の病院名等その時々状況を連絡し保護者(家族等)に来院を依頼する。また、既往症等本人の治療上必要と思われる事項を聴取する。

3 顧問等は、救急隊員に事故発生時の状況及び応急手当の実施状況等を的確に伝える。

(病院への搬送及び職員の派遣)

第11 顧問等は、救急隊員の指示に従って救急車に同乗し、搬送先の病院へ向かう。担当顧問不在の場合、事務局長又は学務課長は、大学から搬送先の病院へ他の職員を派遣する。

(搬送先の病院への情報提供)

第12 意識不明等やむを得ない事情により、搬送先の病院から情報の提供を求められたときは、学務課は、氏名・生年月日・現住所・保護者(家族等)の連絡先・既往症等本人の治療に必要なと思われる事項に限り提供する。

(保護者への事情説明及び状況報告)

第13 担当顧問又は大学から派遣された職員は、病院の医師への事故発生状況等の情報提供を行い、保護者(家族等)の到着を待つ。

2 保護者(家族等)が搬送先の病院に到着したら、事故発生状況や該当学生の現在の状態等を伝える。

(該当学生の状態報告)

第14 担当顧問又は大学から派遣された職員は、搬送先の病院の医師の診断、治療内容等を聞き、本人の状況の正確な把握に努め、保護者(家族等)の了解のあった後病院を辞し、学務課

長又は事務局長に報告する。また、他の部員の動揺を静め、当該学生の状態を説明する。

## 第2節 事故発生時の二次対応

(事故原因の情報収集及び再発防止)

第15 一次対応が一応の収束を見たのち、担当顧問は、事故発生状況及び負傷者の状態等に関する情報を収集・整理し、事故の原因や事故発生時の問題点等を究明する。

2 事故発生時の活動内容は適当であったか、環境(気温・湿度)は活動に適していたか、部員の健康状態を十分に把握していたかなど、事故に繋がる要因を調査し、反省及び改善策について、部内での共通理解及び他サークル等への情報提供(事故事例として、個人情報以外の情報提供)を行い、同様の事故の再発防止に努める。

(事故防止及び応急手当の指導)

第16 担当顧問は、活動状況及び部員の健康状態をしっかりと把握し、計画的に練習(活動)を行い、部員自らが自己管理(健康管理)できるよう、健康面及び安全面での指導を常時行う。

2 担当顧問及びスポーツ系サークル等に所属する学生は、心肺蘇生法や応急手当などを積極的に勉強し、実践できるように努める。

(サークル活動の把握)

第17 活動現場に担当顧問が不在になる場合があるサークルは、万一の事態に備えて、常に担当顧問と連絡が取れるようにしておく。

## 第3章 大学構内での事故や急病等への対応

(事故や急病等の連絡)

第18 学内において、事故や急病等の発生を見かけた学生・職員は、その状況を確認し、速やかに保健センター及び学務課又は他課に連絡することとする。

(事故や急病等への対処)

第19 事故や急病等の連絡があった場合、原則として、保健センター職員及び学務課又は他課の事務局職員1名の計2名が現場に急行し、保健センター職員は該当者への処置にあたり、他の1名は連絡その他必要な業務にあたる。

2 担送が必要な場合は、他の事務局男性職員2名があたる。

(救急車の要請)

第20 緊急を要する場合、保健センター職員又は同行者が直ちに救急車の出動を要請する。生命に別状なく、本人の意識がはっきりしていても、保健センター職員が必要と判断した場合は、救急車の出動を要請する。

2 救急車の出動要請を行うとき及び行った後は第9から第12に準じて対処する。その場合、「顧問等」とあるのは、適切な対応者と読み替える。

(保護者への連絡)

第21 緊急を要する事態が発生したときは、速やかに保護者(家族等)等に連絡する。その後は、第13及び第14に準じて対処する。

(準用)

第22 二次対応が必要な場合は、第2章第2節を適宜応用して対処する。この場合、事態に応じて、適切な課が対応するものとする。

2 この章は、事故や急病にあった者が本学の学生・職員以外の者である場合にも準用する。

#### 第4章 不審者の侵入への対応

(不審者発見の報告)

第23 学内において不審な者を見かけた学生・職員は、速やかに総務課に連絡する。

(報告を受けたときの迅速な対応)

第24 連絡を受けた総務課長は、他の職員に不審者が侵入していることを伝え、男性職員複数名を現場に急行させる。また、警察及び救急車への出動要請、保健センターでの応急手当など緊急措置の準備をさせる。あわせて、事務局長及び学長に報告する。

(学生の安全確保)

第25 現場に急行した男性職員数名は、不審者の状態を確認する。危険物(刃物等)を手にしているか、明らかな危険があるかを判断し、学生の安全を最優先とし、不審者と学生が接近することがないように万全の注意を払いつつ、目撃情報を収集する。

(危険と判断される場合の対応)

第26 危険かつ緊急を要すると判断される場合、総務課長に連絡し警察等への出動要請を行う。

2 危険な状態が続く場合、不審者が学生に近づこうとした場合、その注意をそらす工夫をしながら警察車両の到着を待つ。

3 上記の対応は必ず男性職員2名以上で当たることとし、不審者を刺激することがないようにしつつ、不審者を見失うことがないように注意しながら状況の推移を見守る。警察の到着後はその指示・要請に従う。

(差し迫った危険がない場合の対応)

第27 不審者が凶器を所持しておらず、差し迫った危険がなく他人に危害を加える恐れもないと判断される場合、職員複数名は、不審者の状態を的確に観察・把握しながら不審者へ接近を試み、穏やかな口調で話しかけ侵入目的の判断に努める。

2 不慮の事故を想定しながら、可能な場合、不審者が目的とする場所に案内し、様子を窺う。また、不審者が自ら退出するように誘導・案内し、学外への退出を促す。指示に従わずに退出を拒むような場合には、総務課長又は事務局長に連絡し、警察等への出動要請を行う。

(対策委員会の設置)

第28 重傷者の発生等重大な実害が生じた場合、事務局長は学長に第3第2項に定める対策委員会の設置を要請する。

2 学長は、事態が重大と判断した場合は、対策委員会を設置し、第3から第7に従い、必要な措置を講ずる。

#### 第5章 感染症発生への対応

(学生への啓発)

第29 感染症（第一種・第二種・第三種等）発生時の報道又は届出があった場合、学務課長は保健センター長の指示により、学生に対して予防の啓発及び罹患時の大学への連絡と出席停止について学内掲示及びホームページその他により周知を図る。なお、出席停止とすべき感染症であるか否かの判断は保健センター長が行う。

（罹患発生時の対応）

第30 本学学生から、出席停止と判断された感染症罹患の連絡が指導教員等にあった場合、指導教員等は保健センター職員に報告する。当該学生には指導教員等又は保健センター職員が出席停止の旨を伝えるとともに、保健センター職員が学務課長に連絡する。連絡をもとに、学務課長は保健センター長、事務局長、学長及び法人本部へ感染症罹患発生及び出席停止の報告を行う。

（対策委員会の設置）

第31 本学学生への感染症の拡大が懸念されるとき、保健センター長は学長に第3第2項に定める対策委員会の設置を要請する。

2 学長は、事態が重大と判断した場合は、対策委員会を設置し、第3から第7に従い、必要な措置を講ずる。

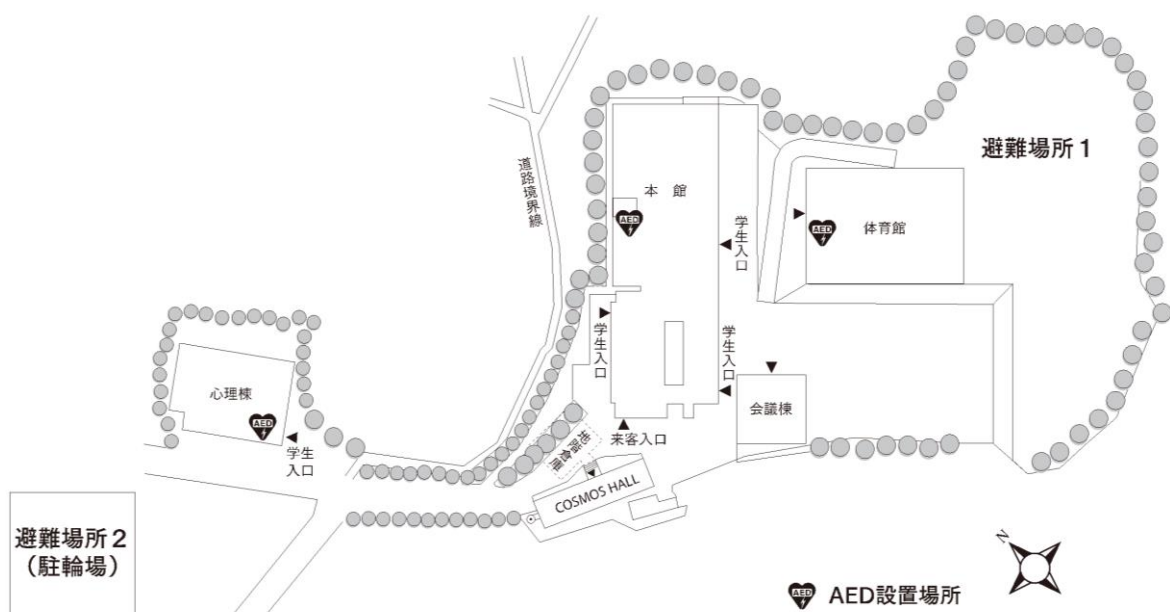
（休講措置等）

第32 対策委員会が休講措置を必要と判断したときは、第4に基づいて対処する。

（単位互換生の在籍する大学等での感染症発生）

第33 学長補佐（学務担当）は、単位互換により受け入れている学生が在籍する大学等から、感染症による休講措置を講じたとの連絡を受けた場合、受け入れ学生を本学の授業に出席させないよう関係大学等に要請する。なお、この場合、当該大学等の休講期間中は、受入学生に対して本学での授業は公欠扱いとする。

## 第6章 防災対応



1. 避難場所は、2箇所である。学内マップを参考に普段から各建物の非常口、出入口などをよく確認しておく。
2. 被害状況によって避難場所を変更する場合があるので、各自判断し、状況に応じた行動をとる。
3. 災害が起きた場合、どこへ、どのルートで避難するか、迅速・的確に落ち着いて行動する。

## 第1節 火災への対応

(火災に備えて)

第34 火災の発生及びその拡大を防止するために、日頃から以下のことを励行する。

- (1) 火気の近くに燃えやすい物を置かない。
- (2) 消火器、消火栓、火災報知機等の使用方法や設置場所などを確認しておく。
- (3) 二つ以上の別な方向への避難経路を決めておく。
- (4) 廊下や出入口、階段等に避難の妨げになる物を置かない。
- (5) 非常時の持出物品の内容・置き場所について確認しておく。
- (6) ガスの元栓は、使用時以外は閉めておく。
- (7) 喫煙は所定の場所で行う。

(火災を発見したときの初期対応)

第35 大声で、また火災報知器等を使用し、火災発生を周囲に伝える。

- 2 自身の安全確保を第一とし、可能であれば初期消火活動を行う。
- 3 明らかに初期消火が不可能な場合はすぐ避難行動をとり、自身の安全を確保した後に119番通報する。(炎が背の高さを超えたら必ず避難する。)
- 4 負傷者を発見した場合は、重症度に応じて、119番通報する。

(初期消火)

第36 消火器の使用方法は次の手順による。

- (1) 消火器を持ち、安全な位置に移動する(火元からの距離の確保、風上からの接近など)。
- (2) 黄色いピンを上引き抜く。
- (3) ホースを外して目標に向ける(炎ではなく、燃えている物を目標にする)。
- (4) 手元のレバーを強く握りしめる(手前からホウキで掃くように)。

2 消火栓の使用方法は次の手順による。

- (1) ホースをのばす。
- (2) 発信機ボタンを押す。
- (3) バルブの開閉弁を開く。
- (4) 安全を確保しつつ、燃えている物に向かって放水する。なお、使用時には、放水・バルブ操作の役割以外に両者間に連絡役を配置する。

(119番通報)

第37 落ち着いて火災発生現場の位置と目標、火災状況及び避難状況を(分かる範囲で)正しくはっきりと確実に知らせること。

(例) 「火事です。」

「鹿児島市紫原1丁目59-1 志學館大学〇〇棟〇階から出火です。」

「出火原因は〇〇と思われます。」

(避難指示)

第38 放送か職員が各部屋を回って行う口頭連絡により、指示された避難場所に集合する。

(例) 「〇〇棟〇階から出火です。」

「出火元を避けて、速やかに〇〇に避難してください。」

「リーダー(又は課長、授業中の教員)は避難後、速やかに学生・職員の避難状況の確認を行ってください。」

(避難するときの注意事項)

第39 避難するときは、次のことに注意し、安全を守る。

- (1) 姿勢を低く保ち、濡れたハンカチやタオルなどで口と鼻を覆い、煙を吸わないようにする。
- (2) エレベーターは使用しない。
- (3) 非常時の持出物品を持って避難する。
- (4) 施設に不慣れな来客者や障がい者などの避難を積極的に支援する。
- (5) 延焼と煙を最低限に食い止めるため、ドア及び窓は閉める。ただし施錠はしない。(ただし、地震のときはドアが変形して開かなくなる可能性があるため、開放して避難する。)
- (6) いったん避難したら再び建物の中には絶対に戻らない。

(避難状況の確認)

第40 火災が授業中に発生した場合は、授業担当教員は、避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字をふまえて、正しく把握し、学長に報告する。

## 第2節 地震への対応

(地震に備えて)

第41 地震が発生した場合の被害の拡大を防止するために、第34に掲げる火災に備えるもののほか、日頃から、書棚等に転倒防止具等を取り付け、確実に固定しておく。

(地震が発生したときの初期対応)

第42 地震発生から2分間は、次に掲げる方法で、まず自分の身を守る。

- (1) 机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せる。
- (2) 落下物・転倒物から、身を守る。(特に頭部)
- (3) ドアを開けて非常脱出口を確保する。
- (4) あわてて外に飛び出さない。
- (5) エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じ込められた時は、非常ボタンを押して救助を待つ。
- (6) 自動車を運転しているときは、ゆっくりと道路の左側に寄せてエンジンを切る。

2 揺れがおさまったら、可能な場合、次のことを行う。

- (1) 使用中の火を消す。ガスの元栓を閉める。
- (2) 電気器具等のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。
- (3) 倒れやすくなっているものや落下しやすくなっているものは応急措置をとる。
- (4) 自動車を運転しているときは、連絡先メモを残し、キーをつけたまま徒歩で避難する。
- (5) 負傷者がいる場合は、救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。

(建物の倒壊・崩壊等の危険を発見した場合)

第43 建物の倒壊・崩壊等の危険を発見した場合、以下の対応をとる。

- (1) 危険箇所を特定し、大声で周囲に知らせる。
- (2) 総務課に連絡する。
- (3) 危険地域には絶対に近づかない。
- (4) 重傷者がいて一刻を争う場合は、自らの判断で、119番通報する。

(火災が発生した場合)

第44 地震により出火した際は、第35から第38の火災発生時の対応方法に従う。

(避難するときの注意事項)

第45 避難するときには、第39の火災発生時の注意事項のほか、次のことにも注意し、安全を守る。

- (1) ガラスや看板等の落下物に注意し、頭部を守る。
- (2) 傾いた建物・ブロック塀・自動販売機等倒壊の危険があるものには近寄らない。

(避難状況の確認)

第46 避難状況の確認方法は、第40に定める火災の場合と同じとする。

(情報収集)

第47 情報は、職員、テレビ、ラジオ、消防署、警察等の信頼できる先から収集する。

- 2 デマやうわさなどの不確実な情報に惑わされないように注意する。
- 3 大規模地震の際には、学長は、学生及び職員の安否確認を行う。

## 第7章 台風等非常時における授業・学期末試験等の中止

(授業・学期末試験等の中止)

第48 鹿児島県薩摩地方に暴風警報、大雨警報、洪水警報等(以下「警報」という。)が発令された場合及び不測の事態が生じた場合の学生の事故防止を目的として、授業・学期末試験等を中止(以下「休講等」という。)することがある。

(休講等措置の決定)

第49 休講等の措置は、学長補佐(学務)及び学務課長が第50に定める判断基準に基づく協議により決定し、学長に報告する。

(休講等の措置に関する判断基準)

第50 休講等の措置をとるか否かは、次に掲げる判断基準による。なお、警報は、鹿児島地方気象台の発表によるものとし、警報の発令・解除及び市電・路線バスの運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

- (1) 午前6時30分の時点で、警報が発令され、かつ、市電又は路線バスが運行を見合わせている(運休を含む。以下同じ。)場合は、午前中(1、2時限目)の授業等を休講とする。ただし、午前11時時点で、警報が解除され、かつ、市電又は路線バスが運行している場合は、3時限目から授業を行う。
- (2) 午前11時時点で、警報が継続し、かつ、市電又は路線バスが運行を見合わせている場合は、3限目以降も休講等を継続する。



- 2 研究指導など少人数の授業については、担当教員と学生が相談して授業を行うことがある。
- 3 授業等を開始した後に、第1項に規定している状況となった場合、前2項に準じて取扱う。
- 4 教育実習等の学外実習・インターンシップ等の場合は、各実習先の指示に従う。

(休講等措置の周知方法)

第51 学務課は、休講等の措置の内容を、学生に対してホームページ及びUNI PAにより速やかに周知する。ただし、授業等時間中の場合は、学内放送で周知する。

- 2 当日の授業等担当教員(非常勤講師を含む。)には、学務課から電話等により速やかに周知する。
- 3 志学館大学ホームページ又はUNI PAによる周知がない場合は、第50の判断基準に基づき、各自で判断するものとする。

(公欠)

第52 本章に基づき休講等となった場合は、履修規程第27条第1項第3号の公欠として取り扱う。

- 2 第50により休講等とならなかった場合でも、学生が公共交通機関(鹿児島中央駅発着のJR、桜島フェリー又は垂水フェリー)の運休等の影響を受け、やむを得ず授業等に遅刻し、又は欠席(早退を含む。)したときは、事後の措置は休講等となった場合に準じて行うものとする。

(その他)

第53 大雪、地震等の不測の事態が生じた場合は、この章に準じて取り扱う。

- 2 激甚な地震や津波等により、情報や交通の途絶が明らかな場合は、警報が発令された場合に準じ、第50に従い対処する。

## 第8章 その他の危機の管理

(大学近傍等への準用)

第54 この要項に記載する事態が、実習・インターンシップ先や本学近傍の通学路上等で発生した場合は、この要項の一部を準用することがある。

(その他の重大な危機への対応)

第55 本学の学生や職員が次に掲げる事態に関与し又は巻き込まれて、重大な危機が発生していると判断される場合は、第3から第7の対応をとることがある。

- (1) 悪質な犯罪行為
- (2) 人間関係の不調等による傷害・自殺
- (3) 本学の施設設備の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
- (4) 学生・職員の不祥事(飲酒運転、暴力行為、セクハラ等)
- (5) 個人情報の大規模な漏洩やネット上の誹謗中傷
- (6) 情報システムのウイルス感染による大規模な影響等
- (7) 外部からの威力業務妨害

附 則

- 1 この要項は、平成29年11月29日から施行する。

2 この要項施行日以前に定められていた「台風等非常時における授業・学期末試験等の取扱いに関する申合せ」は、廃止する。